

1 学校生活について

(1) 登下校

- ① 始業時間を午前8時55分とする。
- ② 欠席や遅刻をする場合は、保護者が学校に連絡する。
- ③ 登校後は担任等の許可なく校外へ出ない。
- ④ 下校時間を午後3時とする。

(2) 校内生活

<所持品>

- ① 原則として授業に必要な物以外の物は学校に持ってこない。ただし、昼休憩の時間に自分が使うトランプ・雑誌・小説・漫画・教室で聞くCD等は自己責任において持ってきてよい。
- ② 自主通学生徒は三交バス・近鉄・JRの待ち時間や乗車時間に使用する雑誌・小説・漫画・ゲーム機・音楽プレイヤー・CDなどは持ってきてよい。ただし、ゲーム機・音楽プレイヤー・CDなどの貴重品は校内では担任に預ける。音が出るものはヘッドホン等を使用して他の人に迷惑をかけないようにし、自転車に乗りながらや歩きながらは使わない。
- ③ 金品の貸し借りは校内外問わず禁止する。

<スマートフォン・携帯電話>

- ① 校門を入るときに電源を切る。校内では使用しない。担任が許可した場合は保護者に連絡をすることができる。
- ② 登校時にクラスで預かり、帰りの会で返す。校門を出てから電源を入れる。
- ③ SNS・電話などの使用時間は、午前7時30分から午後9時30分までとする。
- ④ SNS等で「悪口」・「命」に関わることは書かない。
- ⑤ 困ったときは保護者・担任等に相談する。

2 校外生活について

(1) 生活の基本

- ① 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。
- ② 外出する時は保護者に行き先や用件、帰宅時間等を伝える。
- ③ 夜間の外出（午後10時から午前5時まで）はしない。
- ④ 休日や長期休業中においても規則正しい生活習慣を心がける。
- ⑤ 住所変更等、家庭状況に変化があった場合は担任に申し出る。

(2) アルバイト

アルバイトについては、届出制としている。保護者の責任のもと、法令の範囲内で行うものとする。

●労働基準法第61条

午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯の仕事は禁止

（三重県青少年育成条例により、午後10時までに帰宅させなければなりません）

●労働基準法第62条、第63条

危険または有害な業務や酒席に侍する業務、特殊の遊興的接客業（バー、クラブ等）における業務は制限・禁止

3 服装・身だしなみについて

(1) 登校時の服装

学校生活を送るのにふさわしく清潔感のあるものにする。

(2) 学校指定の体操服

- ① 登校後は学校指定の体操服に着替える。
- ② 朝の運動は学校指定以外の体操服等でもよい。
- ③ 学校指定の長袖ジャージの下は学校指定の長袖Ｔシャツ・半袖Ｔシャツとする。

(3) 頭髪

- ① 清潔感のある髪型にする。
- ② パーマやカール、染色などの頭髪加工をしない。

(4) 通学靴

通学靴は安全に通学できる運動靴を使用する。

(5) 化粧

禁止する。

(6) 装飾品

マニキュアやヘアアクセサリー、ピアス、指輪、ネックレスなどは禁止する。

4 通学について

(1) 交通法規や公共交通機関でのマナー・ルールを守る。

(2) 自転車通学を希望する生徒は以下のことを守る。

- ① 通学に適した自転車を使用する。クロスバイク、ロードバイクは認めない。
- ② 「自転車通学届け」を提出し、自転車点検を受けて許可後ステッカーを貼る。自転車を複数使用の場合はすべてステッカーを貼る。
- ③ 自転車は決められた場所に止め、必ず鍵をする。
- ④ 他人の自転車には乗らない。
- ⑤ スマホ・携帯の使用やイヤホンで音楽を聴きながらの運転は禁止する。
- ⑥ 学校周辺の急な坂では自転車から降りて移動する。
 - i 違反したら自転車通学は一定期間禁止とする。
 - ii 再度約束を違反したときは自転車通学を無期限禁止とする。
- ⑦ ヘルメットの着用は努力義務とする。

5 その他

自動車免許や原動機付自転車免許に関する細則は別に定める。